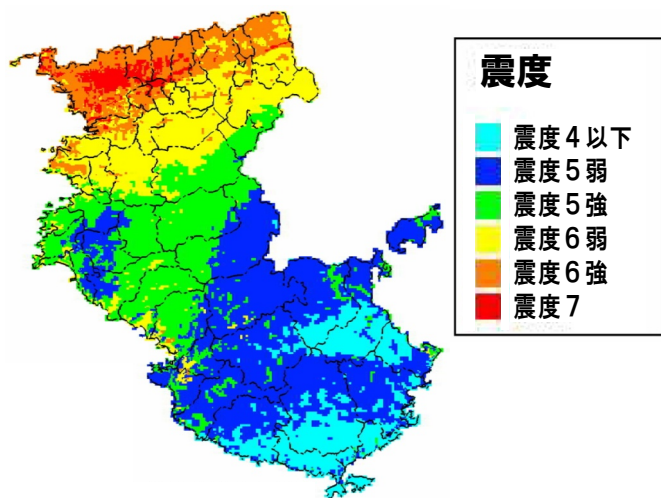




紀ノ川から望む和泉山脈と中央構造線

和歌山市は6月議会で「環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の改正を行いました。この改正によって、以前は25ヘクタール未満だと不要だった市の許可が、1ヘクタール以上は必要になりました。西庄太陽光発電所計画のように、市の許可逃れのため（としか思えない）、市条例が適用されない25ヘクタール未満の事業計画と

中央構造線の地震



震度分布図(和歌山県防災企画課HPによる)

ところで、和泉山脈は中央構造線活断層帯の活動がくり返されて、著しい隆起が続いています。このため和泉山脈の南側斜面は急傾斜地が発達します。また直下型地震とともに地盤の緩みや斜面の変動を発生させ、土砂災害の要因となっています。和泉山脈南麓の災害で、防災・減災を考える機会だと思います。



熱海土石流災害 国土地理院の公開画像

◀ 2面に

和歌山市が条例を改正 大規模太陽光発電設置事業に規制

1ha以上は許可が必要に

発電所建設に強い反対の意思が示されていると思えます。しかも現在の計画への

いまだに提出されない事業者の見解書

25ha未満は不要だった市の許可が

1ha以上は許可が必要に

発電所建設に強い反対の意思が示されていると思えます。しかも現在の計画への

いまだに提出されない事業者の見解書

和歌山市は6月議会で「環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の改正を行いました。

この条例改正に先立ち、パブリックコメントが求められ、124人の意見が寄せられました（主な意見を4頁に）。全意見が改正案に賛成で、大規模な太陽光

「葛城修験道はじまりの地としての歴史・文化的価値を大切にせよ」との意見が印象的です。

西庄太陽光発電所計画について、県に提出された3500通の皆さんの意見書を県の環境生活総務課がまとめて事業者へ通知したのは昨年6月でした。もう1年以上経過しますが、いまだに事業者からの見解書は出てきていません。私たちとしては、注視しながら待つしかありませんが、動きがあればお知らせします。

パブリックコメントに 現計画への懸念

この条例改正に先立ち、パブリックコメントが求められ、124人の意見が寄せられました（主な意見を4頁に）。全意見が改正案に賛成で、大規模な太陽光

和泉山脈南麓の災害と 防災・減災を考える機会に

ところで、和泉山脈は中央構造線活断層帯の活動がくり返されて、著しい隆起が続いています。このため和泉山脈の南側斜面は急傾斜地が発達します。また直下型地震とともに地盤の緩みや斜面の変動を発生させ、土砂災害の要因となっています。和泉山脈南麓の災害で、防災・減災を考える機会だと思います。

他人事ではない 熱海の土石流災害

「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の改正について」の市民意見の概要

条例改正案に賛成（計107件）

事業禁止等に関する意見

- 和歌山市は、北部に一部に急峻な部分も含む山地（紀泉山脈）を持つという、地形特徴を持っている。この特性を、市民の健全な生活、安全な生活に着実に生かすべく、この山地をメガソーラー設置の禁止地域に指定する方向で、更なる条例を作ってほしい。この山地は、春は桜がきれい、等々、市民の身近なハイキングコースとして、広く、市民に楽しく利用されている。修験道の修練の場としても、古来より使われてきており、文化的にも高い価値のある山地である。この山地に、メガソーラーを作ろうとすると、アクセス道路を作ることさえ、降雨時には土砂くずれが発生する。メガソーラー設置禁止地域に指定する条例を作りたい。
- 開発計画は葛城修験以外の場所で、少なくとも鳴瀧不動尊の御瀧場の上流は開発出来ないような条例改正もしくは御瀧場の上流を公有林として保全していただきたい。
- 本来的には自然を守り、災害防止、里山として又、植物や動物など貴重な生命を守り育てる上からも、森林下地内住民の財産を守る立場からも重要な改正である。さらに、かつらぎ修験道の日本遺産に登録された事からも、守り発展させるよう願う。禁止条例に発展することを強く望む。
- 原則、樹木伐採を必要とする林地の開発は禁止すべき。事前に設置してよい場所とそうでない場所を明らかにするゾーニングすれば地域の自然を守り、災害を防止、住民の命と生活を守ることができる。和泉山脈は環境林として保護すべき。※「ゾーニング」自然エネルギー設置が想定される地域の自治体、住民、NPO、有識者等が話し合い適地を探し出す取り組み
- 山の下に住む私達は、土砂災害の危険を心配している。和泉山脈は「葛城修験」の日本遺産に認定された。歴史文化的にも、自然もすばらしい山々に誇りに思っている。後世に残す為にも、開発禁止区域として保全していただきたい。
- 許可制では緩すぎる。そもそも日本遺産に登録された葛城修験の行場として聖地であり、観光資源の豊かな和泉山脈そのものを守る為に山を切り拓いて太陽光発電所をつくること自体を許可制ではなく禁止にしてください。
- 耕作放棄地には太陽光発電設備が多く設置されている。基本的に山林に設置すること自体反対。

対象事業に関する意見

- 今から30年ほど前に住宅団地・花木団地・採石場等が計画や事業が実施されていたところを再利用されて計画される太陽光発電所について、今回の条例が適用されないとしたら目的が半減する。
- この条例を現在申請している太陽光発電についても適用していただきたい。
- 平井のメガソーラー建設を計画している和歌山太陽光合同会社は規模を縮小して申請しているそうだが、それでもほぼ25haと大規模である。地球温暖化等による異常気象、今まで体験したことのないような大雨、台風、地震がいつ私たちの和歌山市を襲うやもしれません。その時、尾根を削り、谷を埋めた盛り土が一番崩れやすいと聞いている。平井の山を削り、谷を埋めて作るメガソーラーは、あらゆる面から慎重な審査を行い、検討していただきたい。
- 条例改正により、民有林の面積が1ha以上についても、市の許可が必要となることは、良いことだが、民有林がない場合は、25ha以上でなければ市の許可が不要となっている

- 「民有林」や「面積」に関係なく、生活を脅かす危険のある場合や、著しく自然を破壊して形を変えてしまう行為に対しては市長の権限をもって正義に則り防いでいただきたい。
- 環境を守る観点を貫き許可の範囲指定はすべきではない。
- 「民有林」や「面積」に関係なく、生活を脅かす危険のある場合や、著しく自然を破壊して形を変えてしまう行為に対しては市長の権限をもって正義に則り防いでいただきたい。
- 太陽光発電事業については、規模にかかわらず、許可制が良い。
- 林地でなくても事業地が住宅地等に隣接する場合は同様に1ha以上の事業については許可制にしてもらいたい。林地でなくても事業地が斜面であることもあり得る。その場合、事業地より下にある地域は大きな影響を受ける。このような理由から配慮や規制が必要だと考える。

近接する太陽光発電設備設置事業に関する意見

- 1ヘクタール未満でも一体的とみなされる太陽光発電事業も認めないようお願いしたい。
- 耕作放棄地毎に小規模（開発を伴わない）な太陽光発電設備が設置され、その集合事業規模は、極めて大きく大規模太陽光発電設備に匹敵する形となっている。このような小規模の太陽光発電設備の連結方法は、各種法令の隘路を突いた極めて悪質な事業（業者）であると言わざるを得ない。

規制強化に関する意見

- 太陽光発電の残置森林率25%とは最適な数字とは思えない。残置森林が50%以上にする必要があると思う。そもそも和泉山系に太陽光発電所を建設することは、和歌山市の景観を損ねるためにやめることが良い。そのために、認めない対策が必要である。他府県では、太陽光発電を抑制しているところがある（大阪府箕面市など）。今、山林や水田が無計画に転用が進む現状があり、このまま放置すれば、和歌山市が住みよい街とならない。今、和歌山らしい規制の在り方を作る必要が求められていると思う。規制を作り現状の林地開発許可基準では認められないような条例を期待する。よく法を超える条例はできないと言いますが、神戸市や兵庫県では残置森林率が60%（50ha以上）の条例が作られています。これ以上の和泉山脈の開発はいりません。若出市の黒い山はなんといいやらしいか下から見るたびに思います。勇気ある対応期待します。

日本遺産に関する意見

- 昨年、日本遺産に認定された「葛城修験道はじまりの地」は、すぐれた文化的価値をもつものであり、これを生かすことで和歌山市北部山岳部の整備と発展に資することができると思う。

太陽光発電設備設置事業に対する反対意見

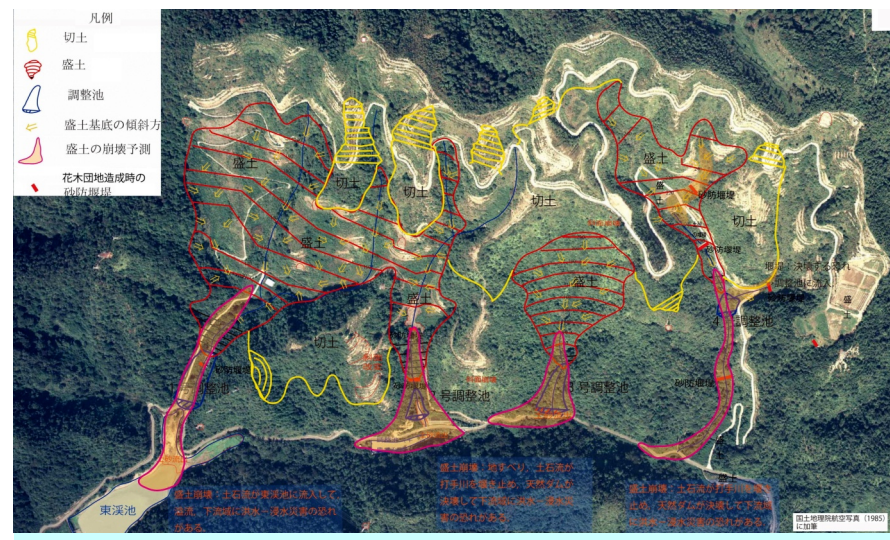
- 太陽光発電設備設置事業について、絶対反対。市の許可を必要とする改正をしてまでする必要はない。自然を破壊することに変わりがない。
- ご意見の一部です。またスペースの関係で、市の考え方(回答)は割愛しました。気になるところはお尋ねください。

盛土の危険性が見えてきた

不許可・不認定となった平井の計画地は…

7月3日に発生した熱海土石流災害は目を疑いました。8月には前線の活動（線状降水帯）による大雨が続き、被害が各地に広がっています。被害に遭われた皆さま、ご

親族を亡くされた皆さま、関係者の皆さまには、心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。熱海土石流災害の正確な原因究明には、まだ時間がかか



平井太陽光発電所（不許可・不認定）に計画されていた4つの谷埋め盛土。谷には流水があり、盛土は地下水で満たされる可能性がある。急傾斜の谷を埋めるため盛土・基盤の境界層が急傾斜をなす。盛土の経年劣化とともに、重力による下方への運動、すべりによって盛土の押し出し、引張部に亀裂、沈下などの変状が発生する。しだいに盛土が緩み、大雨、豪雨時には地すべり、崩壊、土石流発生恐れが高くなる。抑止は困難で打手川に達して堰き止める可能性もある。地すべりダムが決壊して打手川下流域に深刻な洪水・浸水災害が発生する恐れがある。また近い将来おこると予測されている中央構造線活断層系の直下型地震によって地すべり・崩壊が発生する恐れがある。（国土地理院航空写真に加筆）



この土地を買ったのがメガソーラー業者でした。責任の所在はさておき、谷を埋めた「盛土」はたいへん危険であることが分かりました。和泉山系のメガソーラー計画でも危険と思われる盛土があります。すでに不許可・不認定となった、平井の計画地は、熱海と同じことが起こっても不思議でない、谷埋め盛土が4つもあるのです。とても他人事とは思えない、熱海土石流災害です。

奥村・坂口の2人で2度の現地調査

計画地は未完工の造成地 検査もされていません



坂ノ谷の既設2号調整池にて

5月29日、奥村と坂口の二人は、2019年に引き続き、西庄太陽光発電所計画地周辺を調査しました。また、7月

21日には事業者の案内で計画地内を視察しました。西庄太陽光発電所計画地は宅地造成工事が中断された土地にメガソーラーが計画されています。このため、造成地において谷埋め盛土が広範囲にわたり未完工で、きちんと造成されたか不明です。事業者の申請書にもあるように盛土の一部が崩壊して調整池が埋まってしまうことがありました。造成工事途上の斜面と谷（急傾斜崩壊危険箇所）に指定されている）では、土砂流出防止工事が中断したままになっているところもあります。八幡台をはじめ、坂ノ谷の下流に多くの住宅があります。和歌山県と和歌山市では、坂ノ谷上池の上流域は土石流危険渓流、急傾斜危険区域に、さらに坂ノ谷は土石流危険区域に指定されています。今回は土砂災害、土石流災害の危険性について調査しました。

調査メモ

■中央構造線活断層帯が計画地に近接して通っています。中央構造線の分岐断層と考えられる磯の浦北断層が発電所計画地を横断し、調整池計画地点を通ることが分かりました。磯の浦北断層は、やや規模の大きな断層で、この断層

■中央構造線活断層帯は、地震調査委員会によれば、和泉山脈南麓における将来の活動は大規模な直下型地震が発生すれば、M7.2、一回のすべりの量は3メートル程度、和歌山平野と和泉山脈では震度6強〜7程度と予測されています。

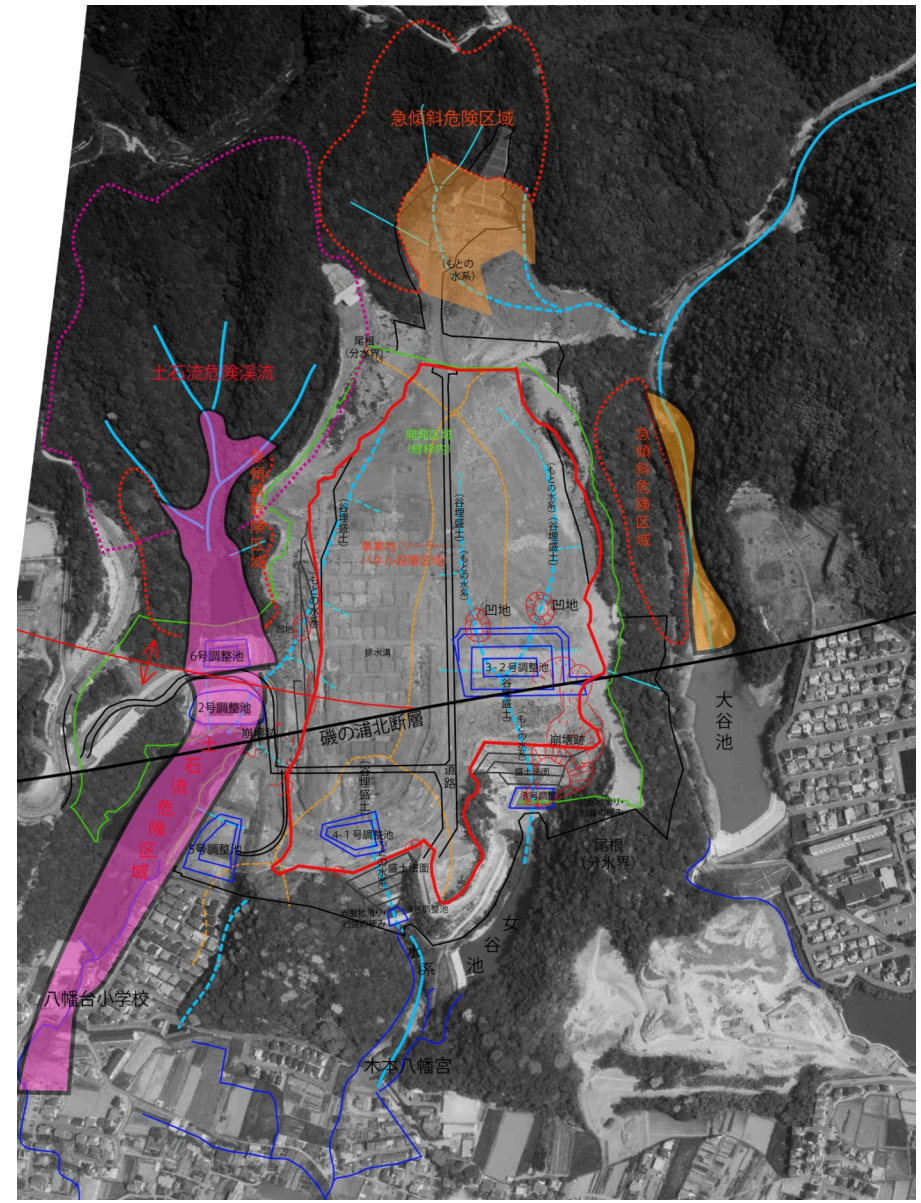
30年発生確率が0.007〜0.3%、同50年確率は0.01〜0.5%とされています。日本列島で最も活動的な活断層の1つとされています。事業者は中央構造線活断層帯の影響評価を行っています。申請書に添付された地質調査資料は宅地造成計画におけるもので、造成が中断された現計画地の調査データがあ

に沿って湧水がみられ、地下水の上昇が予想されます。

りません。また計画地の地盤の強度に関わるデータも提示されていません。

■航空写真（国土地理院1996年）から造成が中断し、盛土法面の大規模な崩壊跡が分かります。盛土がきちんとされたか疑問があります。

■八幡台回地の中を流れる坂ノ谷の水路は現在でも大雨の時に溢れることがあります。坂ノ谷上流域や造成地盛土の崩壊・土石流の発生によって、回地や下流域ではこの水路が溢れて浸水の危険が大きい。



国土地理院航空写真(1996)に「事業計画」と「県・市土砂災害危険区域」を重ねて表示



造成地北部の谷にて

■これらのことは、すでに3500通にのぼる意見書（8項目74の意見）に記載されていることですが、西庄太陽光発電事業計画の危険性について認識を新たにすることができました。